

平成 29 年度第 3 回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：平成 29 年 10 月 12 日（木） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場 所：国分寺市役所 第一・第二委員会室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授（識見を有する者）
阿部 由美（副会長）	地域活動支援センターつばさ（市内の地域活動支援センターの代表者）
柴田 洋弥	国分寺障害者団体連絡協議会（市内の障害者団体の代表者）
福島 英明	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
土屋 由美	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
青柳 忠義	国分寺市障害者就労支援センター（障害者等の就労支援を行う関係機関の代表者）
笹本 秋夫	東京都立小平特別支援学校（特別支援学校の教員）
坂本 喜久子	国分寺市民生委員・児童委員協議会（民生委員の代表者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【当日欠席委員】

中西 紀子 第二東京弁護士会（識見を有する者）

【アドバイザー】

岡本 和子 社会福祉法人はらからの家福祉会

【事務局】

福祉保健部長	（一ノ瀬）
福祉保健部総合福祉担当（統括）課長	（鈴木）
子ども家庭部	子育て相談室長（前田）
教育部	学校指導課統括指導主事（三澤）
福祉保健部	障害福祉課長（廣瀬）
福祉保健部	障害福祉課生活支援係長（大平）
福祉保健部	障害福祉課相談支援係長（石丸）
福祉保健部	障害者福祉課計画係長（木田）
福祉保健部	障害福祉課事業推進係長（桑野）
福祉保健部	障害福祉課計画係（京極）

【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理，評価に関すること（諮問第2号）について
 - 2) 国分寺市障害者計画実施計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること（諮問第1号）について
- 3 その他
- 4 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 資料1 国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成28年度）及び国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成28年度）各委員からのご意見（概要）
- 資料2 答申第1号 答申書（案）
- 資料3 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて
- 資料4 国分寺市障害者計画（第3次）実施計画（案）（平成30～32年度）
- 資料5 国分寺市総合ビジョン(抜粋)
- 資料6 国分寺市障害福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書
- 資料7 国分寺市におけるサービス提供基盤整備の状況と今後の見通しについて
- 資料8 障害福祉サービス等及び障害児サービス給付費実績（平成26～29年度）
- 資料9 障害福祉サービス等及び障害児サービスの見込量について

◆当日配付

※席次表

- 資料10 平成29年度 障害者団体等ヒアリングの結果（まとめ）
- 資料11 地域生活支援事業等の状況と今後の見通しについて
- 資料12 国分寺市における福祉施設入所者の地域移行の現状と課題について
- 資料13 国分寺市障害者計画（第3次）実施計画・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画の策定に向けて
- 資料14 国分寺市障害者計画（第3次）実施計画・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画（案）

【開会】

大塚会長：皆様、こんばんは。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。これから平成 29 年度第 3 回国分寺市障害者施策推進協議会を開催したいと思います。

今日は障害者計画及び障害福祉計画ということで、審議事項、タイトなものになっておりますので、効率的に行いたいと思います。どうぞご協力をお願いしたいと思います。

まず、会議成立の確認ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局です。開会に当たりまして会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例の規定によりまして、会議については委員 9 名の過半数の出席が必要となります。本日は 8 名の委員にご出席いただいております。過半数に達しておりますので、定足数を満たしており、会議成立となります。以上でございます。

大塚会長：次に、配付資料の確認をお願いいたします。

事務局：事務局です。資料の確認及び進行上の注意点等について説明をさせていただきます。まず、資料の確認を行います。本日お配りいたしました次第の資料 1 をごらんください。事前配付の資料といたしまして、

資料 1 「国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成 28 年度）及び国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成 28 年度）各委員からのご意見（概要）」

資料 2 「答申第 1 号 答申書（案）」

資料 3 「第 5 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて」

資料 4 「国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画（案）（平成 30～32 年度）」

資料 5 「国分寺市総合ビジョン（抜粋）」

資料 6 「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書」

資料 7 「国分寺市におけるサービス提供基盤整備の状況と今後の見通しについて」

資料 8 「障害福祉サービス等及び障害児サービス給付費実績（平成 26～29 年度）」

資料 9 「障害福祉サービス等及び障害児サービスの見込量について」

以上が事前配付資料でございます。続きまして、本日お配りいたしました資料でございます。

席次表

資料 10 「平成 29 年度障害者団体等ヒアリングの結果（まとめ）」

資料 11 「地域生活支援事業等の状況と今後の見通しについて」

資料 12 「国分寺市における福祉施設入所者の地域移行の現状と課題について」

資料 13 「国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画・第 5 期国分寺市障害福祉計画・第 1 期国分寺市障害児福祉計画の策定に向けて」

資料 14 「国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画・第 5 期国分寺市障害福祉計画・第 1 期国分寺市障害福祉計画（案）」

以上でございます。

また、本日分の資料に加えまして、前回の会議時にお配りいたしました資料 1 「国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成 28 年度）」、資料 2 「国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成 28 年度）・国分寺市障害者計画（第 3 次）・第 4 期国分寺市障害福祉計画（平成 27 年度～平成 32 年度）・国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画（平成 27 年

度～平成 29 年度)」、以上の資料及び冊子を机上に配付しております。

なお、計画の冊子は本日の会議終了後、机上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。お配りさせていただきました資料は以上でございます。全てでございますでしょうか。

次に、協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。当協議会は会議を原則公開、資料及び議事録も原則として公開としておりまして、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音させていただいております。ご了承くださいませようお願いいたします。なお、ご発言の際には机上にございますマイクのトークボタンを押していただいてから、氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。ご発言後にはトークボタンをもう一度押してマイクをお切りくださいますようお願いいたします。確認等は以上でございます。

【審議事項】

大塚会長：資料のほうはよろしいでしょうか。それでは、次第に沿ってということで、審議事項です。

まず、1 番目です。「国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理、評価に関すること（諮問 2 号）」についてご説明をお願いします。

事務局：事務局です。審議事項 1 つ目、国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理、評価に関すること。まず資料の説明をさせていただきます。前回の本協議会におきまして計画の実績資料をお示しさせていただきました。これをご確認いただいて協議会の場でご審議いただいたところがございます。今回の資料 1、国分寺市障害者計画実施計画の実施状況についてという、各委員からの意見・概要という資料 1 番が前回の協議会でいただいた意見をまとめたものになりますので、こちらは参考資料としてご確認いただければと思います。

続いて資料 2 の答申書（案）のご説明をさせていただきます。前回、資料 1 に記載されたような委員の皆様からいただいたご意見をもとにさせていただきますして、答申書の案をあらかじめお示しさせていただいております。お示しさせていただいた答申書（案）を確認いただきつつ、さらなるご意見をいただいて、次回の協議会で答申としてまとめるという形で進めさせていただきたいと考えております。

答申書の中身について説明させていただきます。全体の構成については、昨年度の答申とあまり大きな変更はございません。めくっていただいて 1 ページの「1 はじめに」というところで、近年の障害福祉を取り巻く状況をお示ししております。

2 番の「進行管理及び全体評価について」では、障害者計画の実施計画と障害福祉計画の実績に関して全体的な評価を説明させていただいております。

その後の 3 番「障害者計画実施計画重点事業別実績評価について」というところでは、皆様からご意見いただいたことなどを 7 つの重点事業ごとにまとめております。

その次の 4 番、4 ページの 4 番「障害福祉計画成果目標別実績評価」におきましては、障害福祉に設定された成果目標ごとに評価をまとめております。

最後に、5 ページ 5 番の「今後に向けて」で全体の結びとしてまとめてございます。

中身のところ、順に説明をさせていただきます。

「1 はじめに」に戻っていただきまして、国分寺市においては差別解消法が平成 28 年 4 月から施行されまして、その点にまず触れさせていただいて、その後、総合支援法及び児童福

祉法の改正法が平成 30 年 4 月に施行を予定しているということですので、そのあたりの動向を記載させていただいて、それを踏まえながら計画を推進していくということを記載させていただいております。

続いて 2 番の「進行管理及び全体評価について」でございますが、実施計画の実績についてはおおむね目標どおり進行していると評価させていただき、やや取り組みがおくれている指標については、引き続き目標達成に向け取り組みを進めてもらいたいという形でまとめております。

次に、2 ページの 3 番「障害者計画実施計画重点事業別実績評価について」でございます。まず、順番に説明させていただくと、重点事業 1 については、差別解消法の施行により合理的配慮を踏まえ、情報提供の取り組み状況に触れさせていただき、差別解消や障害理解促進のさらなる取り組みを求めるといって表現をさせていただきました。

重点事業 2 につきましては、切れ目のない相談支援のためには横断的な連携体制の充実が必要で、相談支援体制を充実するためには地域自立支援協議会を活用しながら障害者支援の充実、他分野等の連携の推進に努められたいという形でまとめさせていただいております。

重点事業 3 につきましては、ライフステージの変化に合わせて必要な支援が受けられるよう、情報伝達の支援内容をつなぐ仕組みや連携体制の構築に努められたいとしました。

続いて、次のページの重点事業 4 番については、早期発見から早期療育につなげるという部分での親子を対象とした支援体制の評価に努めてほしいという表現にさせていただきました。

重点事業 5 につきましては、昨年と同様、就労支援センターを中心とした関係機関との連携の部分、それから福祉的就労も含めた就労の場の確保に言及するような形でまとめさせていただいております。

重点事業 6 番につきましては、障害の重度化・高齢化、それから医療的ケアの必要性に対応した支援の提供のために他分野・多職種の連携体制に勤められたいとまとめさせていただいております。

最後に、重点事業 7 ですが、当事者や当事者団体の支援という部分で、地域自立支援協議会の活用を図られたいという形でまとめました。

後ほどまたご意見を頂戴いたしますけれども、前回あまりご意見をいただいていない状況もございますので、重点事業の 1 ですとか 3, 4, 5, 6 あたりについて、このような答申案の方向性でよろしいかどうかというようなところを、後ほどご意見をいただければと思っております。

では、続いて 4 番の「障害福祉計画成果目標別実績評価について」説明させていただきます。こちらは障害福祉計画で定められた 3 つの成果目標について評価をまとめております。

成果目標の 1 つ目、「施設入所者の地域生活への移行」ですが、こちらはいただいたご意見をもとにしまして、入所の実態や本人の意向の確認の必要性に触れ、また、今後地域移行を進めるに当たって必要なグループホーム等の提供基盤の計画的な整備に努められたいとまとめております。

成果目標の 2 番について、地域生活支援拠点の整備ですが、こちらはご意見の中でも実施予定図が欲しいというものもございましたけれども、整備に向けて地域自立支援協議会を活用し

て、地域の実態に応じた検討を進められたいという形でまとめております。

続いて、成果目標の3番「福祉施設から一般施設への移行」ですが、地域自立支援協議会の就労支援部会の活用などを通じて、さまざまな関係機関の連携を強化し、地域の就労支援ネットワークの構築を推進されたいとして、最後に企業への障害理解と雇用促進の普及啓発にも引き続き努められたいという形でまとめました。

こちらも、成果目標、特に③に対する実績については、前回あまりご意見をいただけていない部分ですので、そのあたりを中心にご意見をいただければと思っております。

最後に5の「今後に向けて」でございます。2点まとめております。前年度と大きな変更はございません。

1つ目は、現在策定中、まさにこれから、この後のお時間で議論させていただきますけれども、策定中の次期計画策定に当たっては、把握したニーズを見込み量の算定等に反映するように努めてほしいとしました。2つ目は、地域自立支援協議会で課題の掘り起こしを行って、共有された地域の課題について関係機関との連携を図りながら課題の解決について取り組まれないとしてまとめております。

このような形で答申書の案としてまとめさせていただきましたが、この内容についてご審議いただければと思います。説明は以上となります。

大塚会長：どうもありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明について、ご質問やあるいはご意見がある方はどうぞ挙手をお願いします。いかがでしょうか。柴田委員。

柴田委員：前の委員会するときにも発言したのですが、重点事業の6には「保健・医療・福祉の連携の推進」とありますが、全体を通じて教育との連携が非常に弱いと思うのですね。重点事業の4に挙げられればいいのかもかもしれませんが。就労のところで教育というのは出てきますけれども、全体的に福祉と教育との連携について、計画が弱かったと思うのです。まとめのところでは入れていただきたいと思います。

大塚会長：貴重な意見をありがとうございます。柴田委員が考える教育との連携というのは、具体的にはどういうことをイメージして考えればいいのでしょうか。

柴田委員：まずは、幼児期から学齢期へのスムーズな移行。それから、学齢期において、放課後等デイサービスなど、福祉と教育との連携は欠かせないものとなっております。また、学齢期でも、特に小中学校から高校、大学への移行、それから就労等、次のステップへの移行の時の連携ということも必要です。そういう点で、障害福祉計画と障害者計画が一緒になっていますので、全体的に、この計画の中に教育を入れていただきたいなと思います。

大塚会長：具体的内容でよくわかりました。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。福島委員。

福島委員：福島です。数カ月前なのですけれども、私、自立支援の更新で障害福祉課を訪れたのですけれども、障害者のしおりが置いていなかったのです。何があったかという、特定疾患の助成とか、そういうパンフレットはあったのですけれども、肝心の障害者のしおりは置いていなかったのですね。重点事業を見て、相談支援体制の充実とかかわってくると思うのですけれども、ちゃんと障害福祉課のところに障害者のしおりを常備していただきたいのです。

その辺はちょっと確認したいのですが。

大塚会長：ありがとうございます。これについては、事務局いかがですか。

事務局：事務局です。カウンターの前面にはもしかするとなかったのかもしれないのですが、おいでいただいた方で、例えば、新規や転入の方ですとか、そういった方にはお渡しはしております。カウンターの奥といいますか、カウンターの前面にはないかもしれないのですが、常時準備しております。

福島委員：障害者のしおりの存在自体を知っている方が結構少ないのですね。なので、私も以前、障害者のしおりくださいと言っていたことがあるのですけれども、全く知らない人に関しては、ちゃんと常備していただかないとわからないというか、存在自体を知らないという事態に陥ってしまうので、常備できないかということなのです。

事務局：済みません、事務局なのですけれども、実は私どものほうのカウンター、配架している書類が非常に多いのですね。ですから、そういう中でなかなかあそこに置いておくスペースがないものですから、そこは申し出があったときにお渡しをしているということと、あと周知については、ホームページにも載っているのですけれども、私どもも気がつけば、そこはこれまでしているところでもあります。ご意見もございましたので、引き続き周知にはしっかりと努めていきたいと思っています。

福島委員：カウンターに常備することは可能ですか。

事務局：スペースの都合があるのですけれども、ご紹介の仕方とか、その本体の、例えば表紙でこういうものがあるとか、本体そのものではなくて、例えば、表紙でこういうものがあるという表示ですとか、工夫することによって常備しているというアピールができると思いますので、早速検討したいと思います。ありがとうございます。

大塚会長：よろしいですか。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、阿部委員。

阿部副会長：阿部です。4番の重点事業4の中で、問題の早期発見ということと、児童の発達を促すためには、家族の理解というのは非常に大切だと思います。その中で保護者の受容を促すなどという記載がありますが、本当に大切なのは、確かに保護者が障害を受け入れられないために、うまく支援につながらないという状況があるのはわかるのですけれども、「促す」という言葉は、強制になるのかなと思っています。この時期に障害を受容できる保護者は非常に少ないと思っております、それよりも家族支援というところの大切さがあるかと思っています。

それと、重点事業の7番のサービス人材等の確保のところ、確かに当事者団体の活動の推進ということが大事なことだとは思いますが、サービス人材の確保の項目の中で、これがメインにならないのではないかと考えました。全般的に障害者自立支援協議会を活用しながらという文言がいろいろなところに書かれているのですけれども、この活用しながらというのはどのように活用していったら解決するのかというのが、もう少し具体的に書いた方がよいと思います。

大塚会長：ありがとうございます。では、事務局からいかがですか。今のご質問。

事務局：事務局です。まず初めのご意見につきましては、全くそのとおりだと思います。当事者団体、それから事業者の方へのヒアリングの中でもそういった意見はたくさん出ていましたし、やはり保護者の方の不安をどうケアするのか。家族支援の大切さというところを要素として盛り込んでいきたいと考えています。

それから、人材確保のところの協議会の活用というところなのですけれども、もう少し具体性を持って記載できるかどうか、事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

大塚会長：よろしいですか。私のほうから。保護者の受容というところは、受容の考え方がいろいろあって、確かに受容ということが大切になるのかもしれませんが、受容ということの危うさはあって、例えば、受容しなければならないと。あるいは、全ての方は受容するわけだから、その受容に至っていないということで、親御さんに逆にプレッシャーをかけるようなことがあると。それぞれの受容の仕方があったりそれぞれのやり方があるので、あまり受容という言葉は、良い意味で使われないようなことが多くなっているというご意見があるということです。

もちろん受容ということは大切なのですけれども。そういう意味では、保護者の、子どもさんの障害の理解だとか、そういうところをきちんと進めてということのほうが大切かなと思います。

それから、確かに専門的な人材確保をどうするか、この問題でいいのかということとは疑問があるかもしれません。一般的な前提としては、全ての事業所において、今、施設であれ在宅のサービスであれ、人材が来ないのですよね。そのことを含めてどんなふうにも質の高い人材を確保しながら地域でのサービス、あるいは施設のサービスを充実させていくか。質の高いサービスを提供するためには、やっぱり人材がきちんと必要だろうと。そういうことも含めてやっていくべきだというのがまず第一義的な意味だと思いますので、地域での孤立を防ぐためではあるけれども、全面ではないかなという気がいたしました。

あと、自立支援協議会ですよ。何でも自立支援協議会ということではありますけれども、自立支援協議会のどんな部会を使って、どんな仕掛けの中でやっていくかということのを少し考えていかなければいけないという感想を持ちました。ほかにはいかがですか。青柳委員、どうぞ。

青柳委員：青柳でございます。重点項目の5です。障害のある人の就労の場の拡大に向けてというところなのですが、障害のある方の地域での自立した生活を支援するために障害者就労支援センターを中心とした関係機関との連携を図りなどあるのですが、「障害の特性に応じて福祉的就労を含めた多様な就労の場の確保に取り組まれない」というのがよくわからないと思って、ここ僕の理解度が悪くて、説明していただければと思います。

大塚会長：これはどんな意味でしょうか。事務局からいかがでしょうか。

事務局：事務局です。「障害の特性に応じて」の後に、例えば、「就労・生活面の支援を一体的に行うとともに」という文言を追加して、その後一旦切って、「福祉的就労を含めた多様な就労の場の確保に取り組まれない」という文言の修正をさせていただくということでしょうか。

大塚会長：「多様な就労」って、例えば、一般就労でもない、福祉的就労でもない、ヨーロッパで流行っている第三極の就労だとか、そういう意味なのでしょうか。普通は一般ですと「多様な就労」の場となりますけれども、多様な就労というのは、概念規定がないとよくわかりませんよね。一般的な使い方と専門家としての言い方と。「多様な就労」といったらどういう意味ですか。

青柳委員：「多様な就労」という言葉が定着しているのが多分、一般就労のほうが多いのではないかと
思うのです。その中で、家の中で仕事をするであったりとか、そういう在宅就労とか、そ
ういうようなものが一般的なので、一般的言葉として多いかなというところで、なかなかなじ
みがない感じがしないでもないというか。

大塚会長：これは、検討していただいて、具体的な対象をはっきりわかってイメージできるのだったら、
もうちょっと書いて「何々など多様な就労」、例えば就労形態とか書いたほうがいいし、曖昧
だったら取ってもいいということで整理していただきましょうか。いいですか。

ほかにはいかがですか。これについては引き続いてご意見があれば、どんな形態でもう少し
ご意見をいただいてまとめていくのですけれども、次回には一応、成案ということで最後の審
議になります。その間に何かご意見あれば。

事務局：事務局です。今日いただいた意見と合わせて、この後濃い内容が控えていますので、10月
の、1週間後ですね。19日までに答申案についての意見として何かございましたら、いただ
ければと思っておりますので、メール、お電話でも構わないですけれども、お送りいただけれ
ばと思います。

大塚会長：ありがとうございます。そういう予定で、もう少しこのところは気がついたとか、こうい
うところにはこういう意見があるということであれば、事務局のほうにメール等で送っていただ
いて、次の、次回最後のまとめのところに反映させていただこうと思っておりますけれども、いか
がでしょうか。よろしいですか。では、そういうことでお願いします。

続きまして、審議事項の2です。国分寺市障害者計画実施計画、国分寺市障害福祉計画及び
国分寺市障害児福祉計画の策定に関する事、諮問の第1号ということで、少々長いのですけ
れども、結局は1回説明してもらって、その後、ご意見をいただくということが一番いいと思
いますので、長くはなりますけれども、気がついたところについては、レ点だとかでチェック
しておいていただきたいと思っております。では、事務局お願いします。

事務局：事務局です。審議事項2番の障害者計画実施計画、それから障害福祉計画及び障害児福祉計
画の策定に関する事ということで説明させていただきます。まずは、今回の策定の全体像か
ら説明させていただきたいと思っております。今回策定をするものですが、以前の協議会のほ
うで資料をお出しして説明をさせていただきましたが、おさらいの意味も含めて改めて説明さ
せていただきます。今回、策定をする計画というのが、現行のものを机の上に置かせていただ
いておりますけれども、障害者計画の実施計画というものです。障害者計画の本体計画につい
ては平成27年度から平成32年度までの計画になっておりますので、そこに附随する実施計
画、具体的な施策を定めた実施計画の策定が1つ。それから、青色の冊子、現行の冊子の中ほ
どから後ろの部分なのですが、障害福祉計画という計画の策定が1つ。それから今回、法改正
によって新たに障害児福祉計画を策定することが定められておりますので、新たに障害児福祉
計画という3本の計画を策定するということになっております。

資料の14番から見ていただければと思っておりますが、これが今回、新たにつくる計画の案に
なっております。1枚ページをめくっていただくと目次が、仮ではありますがございませ
ぬので、何となく全体の構成をご説明させていただければと思っております。

まず、第1章が「計画策定にあたって」ということで、策定の趣旨だとか策定の期間といっ

たものを書かせていただいております。第2章で現状と課題というところで、人口をお示ししたりですとか、それから、全体を通しての地域で抱えている課題というのを取りまとめています。3章については、障害者計画の本体の計画、先ほど申し上げたように、平成27年度から32年度までの計画になっておりますので、今回の策定の対象ではありませんけれども、それ以外の部分、常に関係してくる部分ですので、新計画をつくるに当たって現行の計画の内容を参照できるように入れているものです。基本理念、基本目標、施策の体系、重点事業という形で入れさせていただいているのが第3章。第4章が実施計画で、障害者計画の理念に基づいて、どういう具体的な施策をやっていくのか、目標を定めてやっていくのかというのが4章の実施計画です。5章が障害福祉計画と障害児福祉計画ということになりまして、こちらについては、策定に当たっての基本指針がございますので、それに基づいて成果目標ですとか、サービスの見込み量などを定めていく内容になります。最後の6章は、この計画全体を進めるに当たってどういう体制で推進していくかということを書いてございます。そういう全体の構成になっております。

それでは、実際の中身に入らせていただきます。1枚めくっていただきまして、1ページです。第1章の「計画の策定にあたって」というところですが、これは計画の策定の趣旨が書いてあります。これまでの障害福祉の制度の流れ、自立支援法があつて、総合支援法になりということが書いてありまして、このたび、平成30年4月施行予定の総合支援法と児童福祉法の改正法が制定されたことで、その後の計画も見直していくというようなことが書いてあるということでございます。2ページについては計画の位置づけを記載しているページになります。先ほどから申し上げているとおり、障害者計画の実施計画と障害福祉計画と障害児福祉計画をつくりますよということが書いてありまして、計画の位置づけとして、国分寺市、以前は長期総合計画という名前でしたけれども、今は新たに「国分寺市総合ビジョン」という市の施策全体にかかわる計画がございますので、国分寺市総合ビジョンですとか、福祉関係の総合的な計画である地域福祉計画といったものと整合性を図るような形でこの計画についても策定をしているということがこちらに書いてあるところです。

続いて3ページに行きまして、ここは計画の期間、今回の障害者計画については、6年間、そして今回つくる障害者計画の実施計画と障害福祉計画、障害児福祉計画については、平成30年度から32年度までの3年間を予定しているということです。策定体制については、本協議会ということを書かせていただいて、本協議会を主たる策定の検討委員会として、アンケート調査なども反映しながら、また地域自立支援協議会などとも連携しながら、検討を行って策定しますということが書いてあります。

4ページの計画策定に当たってのポイントですけれども、ここは障害福祉計画策定に当たっての国の基本指針が示されておりまして、その中のポイントを主にかいつまんで記載させていただいております。地域における生活の維持及び継続の推進ですとか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。その他、幾つか書かせていただいているということになります。

それから、5ページ、その続きですけれども、これについては障害福祉計画と障害児福祉計画というのは一体で策定できるものとされておりまして、国分寺市においても一体で策定をするということを書かせていただいております。

6ページに行きますけれども、ここも第2章ですね。ここは現状と課題というところで、現状のところでは人口の推移などを載せようということで、グラフを載せることを考えています。申しわけございません、ただいま作成中となっております。国分寺市の人口と障害のある人の人口、それから障害のある人の推計を載せようと考えております。それから、あとは障害福祉サービス等の利用者の年齢区分がわかるようなグラフですとか、障害支援区分の推移なども載せようと考えております。こちらは引き続き作成させていただきたいと思っております。

8ページにいきまして、今後の施策推進に当たっての課題というところですが、これはまた後で別の資料で課題をまとめさせていただいた資料がございますので、そちらと合わせてご説明をさせていただきますが、とりあえずいろいろな課題をまとめさせていただいて、大きく3つの課題があるのかなというところで地域生活の支援という1番のところと、2番は就労の促進というところ、それから3番は障害理解の促進と差別の解消というような大きな3つのテーマで書かせていただいております。

先に進ませていただいて、3章です。ここはもう現行の障害者計画をそのまま載せています。6年間の計画になります。これに実施計画も、障害福祉計画、障害児福祉計画も整合性をとって策定しますということでそのまま載せています。したがって、基本理念から、11ページの基本目標、13ページの施策の体系、14ページの重点事業ということで、これは現行のものをそのまま載せているということになります。

16ページに進んで4章ですけれども、ここが障害者計画の実施計画ということで、位置づけとしては障害者計画の理念に基づいて具体的な取組を定めるものです。計画期間は平成30年度から32年度ですということまで書かせていただいて、具体的な事業については、別の資料でお出しをしていますので、そちらで後ほど見させていただきたいと思っております。

続いて5章のところは障害福祉計画、それから障害児福祉計画となっています。ここはまた後ほど資料と一緒に説明をさせていただきたいので一旦飛ばさせていただいて、先に6章、36ページ。5章は飛ばしまして6章です。ここは計画の推進ということで、推進体制の整備。36ページの体制の整備というところの、1番が全庁的な施策の推進ということで、障害福祉課を中心にやっていきま。2番は、進行状況の管理体制ということで、これはこの協議会で皆さんにご審議いただいているような、前年度の実績を評価して次の計画なりにつなげていくということが書いてあります。

最後の37ページについても、地域自立支援協議会を活用ですとか、関係機関等の市民ですとか、事業者さんとの協働、連携という部分と、最後は市だけで解決が難しい問題というものもありますので、「国・都への要望」という項目でまとめております。

それでは、内容が濃い4章のところに戻らせていただいて、4章、16ページと、資料4番ですね。資料の4番が実施計画の案ということになります。ここに入らせていただく前に、資料のまず5番を見ていただいて、これは2枚の資料。これが先ほど説明を申し上げた国分寺市総合ビジョンというものの障害者福祉の部分抜き出したものを資料としてつけさせていただきます。この中では施策を取り巻く現状とかを書かせていただいて、まちづくりの指標としては、グループホームで生活している人の割合ですとか、就労者数というところを定めています。

1枚目の裏を見ていただくと、取組方針などが3つほど、生活の場を拠点とする利用者本位の支援、働くことへの支援、障害がある人への理解促進と地域の交流というような三本立てで取組方針等を記載させていただいています。

2枚目以降は、具体的な実施計画、事業の内容になります。地域生活支援拠点の整備ですとか、地域自立支援協議会の運営、それから、最後のページだと就労の移行継続支援。それから、理解促進啓発事業というようなことを、上位計画である総合ビジョンのほうで定めておりますので、今回つくる計画についても、これらを見据えながら、これに沿った形の計画になるということでございます。

それから、続いてもう1つ資料、資料13番、資料が飛び飛びで非常に申しわけないのですが、見ていただきますと、これが今回の計画を策定するに当たって課題を少しピックアップしてまとめさせていただいた資料になります。併せて資料の6番と10番を見ていただくと、6番はアンケート調査の結果報告書ということになっておりまして、なかなかボリュームがありますので、この場でご説明ということが難しいので割愛させていただくのですが、アンケート調査で皆様のご意向を伺っています。それから、資料の10番は障害者関係団体の皆さんから様々ないただいたご意見をまとめさせていただいたものです。これらの意見ですとか、本協議会の答申なども昨年出しておりますので、そのあたりから出てきた課題ですとか、後は地域自立支援協議会で昨年度から立ち上げて、協議会の中で地域の課題の抽出の作業などを行っておりますので、そのあたりで出てきた課題などを視野に入れながら、この資料の13番を作っているというものになります。

資料の13番を見ていただくと、1番のところは制度の動向というので、去年の、この3年間ぐらいの制度の変遷を書いておりますので、差別解消法ですとか、雇用促進法の一部改正法、それから発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行。この30年4月には、総合支援法と児童福祉法が改正されて施行されるということを用意しており、そのあたりを簡単に書かせていただいています。2番が障害者計画の重点事業ごとに重立った課題をピックアップさせていただいたものです。重点事業1番のところだと、「心のバリアフリーの推進」というところで、組み立てとしては、取組を行っているものをまず幾つか書かせていただいて、その次に今後の課題と思われるようなところというのを少し拾わせていただいています。その次に、参考というところで、施策推進協議会、本協議会の答申ですとか、地域自立支援協議会で出たご意見ですとか、アンケート調査の結果なんかから拾えるような課題とか、そのあたりを参考情報として入れさせていただいているということになりますので、本日お出しした資料でなかなかこの場で見いただくのも難しいと思うのですが、ご覧いただければと思います。

心のバリアフリーのところでは、課題で言いますと、例えば、1ページのところだと、発達障害の理解を深めるためにさまざまな場を通じて必要な広報その他の啓発活動を行っていく必要があるとか、その次では、雇用への理解を深めるためにもあわせて広報、啓発活動を進めていく必要があります。

それから、2ページに行きますと、差別解消法の理解と促進ですとか、差別解消支援地域協議会設置の検討なども促進する必要がありますというようなことを課題として挙げさせていただいております。重点事業の2については、相談支援体制の充実というところでいけば、3

ページの頭のところで、どの相談窓口を利用しても必要なサービスにスムーズにつながる相談支援体制が必要ですか、相談支援専門員が不足している状況で人材の確保が課題。それから、高次脳機能障害や発達障害など、障害種別に応じた相談支援体制が必要というところを拾わせていただいております。

それから4ページにいきますと、関係機関のネットワークの充実というところでは、地域自立支援協議会の相談支援部会を中心に、地域課題の具体的な検討協議を通じてネットワークの強化をしていく必要がある。それから、中段のサービスの質の向上というところの課題としては、相談支援専門員が不足している状況もあって、セルフプランが少し増えてきているという傾向もありますので、セルフプランに対してサポートする仕組みについても整える必要があるですか、相談支援事業所の参入促進、それから専門員の確保育成に取り組んで質的・量的充実を図る必要があるというところですか、あとは、地域自立支援協議会において相談支援機関の連携によって計画相談、モニタリング等の効率的な仕組みの検討が必要というような形でまとめております。

5ページにいきまして、重点事業3、「ライフステージを通じた支援の仕組みづくり」というところでは、生活支援サービスの充実ということで、課題としては単身、家族と同居など、障害者世帯の状況にかかわらず、地域で安心して生活ができるよう、体調不良ですか、介護者の急病その他、夜間、休日などにも対応できる相談支援体制、緊急時のショートステイなどのサービス提供体制の整備が必要とさせていただいております。

それから6ページに入りまして、交流・福祉教育の充実というところでは、インクルーシブ教育や、教育場面における合理的配慮を含めた1人1人の児童の障害の特性や保護者の希望に沿った特別支援教育の推進が必要ですか、教員の障害理解の推進、それから福祉サービスなどの情報の周知が必要と課題をまとめております。

重点事業の4番については、障害の早期発見・早期支援ということで、課題、6ページの下のところですが、健診や相談などを通じて支援の必要性が高いと診断された子どもについて、気づきや受容を、ここも「促す」という言葉で表現させていただいておりますけれども、親子を対象とした支援体制を充実させていく必要があるですか、保護者が抱える不安や悩みを受けとめ、必要な情報提供、それからサービス調整など、家族に寄り添った相談支援に取り組む必要があるですか、あとは教育相談室のほうから放課後等デイサービスに結びつくようなケースも出てきておりますので、教育と福祉の一層の連携というところの課題。

それから、7ページにいきますと、養育・教育の充実というようなところですが、この中段ぐらい、課題としては、学校と事業所での情報共有、連携による支援の充実が課題というところですか、あとは保育園や学校等への巡回訪問、シンポジウム、講演会などの実施が求められているですか、保護者の就労を支える方策についても検討する必要があるでしょうということですか、あとはご家族の方の介護負担の軽減を目的としたサービスの確保、それから、保育園とか学童保育所などでの受け入れ、子育て一般施策における受け入れが求められており、職員の障害児に対する理解、促進ですか、そうした対応力の向上を求められているということですか、重度の障害児、医療的ケア児の活動場所の整備などが課題というところでまとめています。

それから、8ページにいきまして、重点事業5番、一般就労支援の充実ですけれども、課題としては、精神や発達障害者の就職がふえる状況の中で、就労支援機関と医療機関の連携が必要。それから、それを地域において効果的な就労支援を行えるネットワークの仕組みの構築が求められているのですとか、あとは、就労定着支援という新しいサービスが平成30年度4月から創設されますけれども、そのあたりの事業所の開設動向を見ながら、体制整備を検討していく必要があるというようなところ。

それから、9ページにいきまして、福祉的就労の充実というところでは、日中活動場所の整備実態、進めてはいるのですけれども、今なお空きが少ないという状況ですので、継続的な整備を検討する必要があります。それから、工賃向上の取り組みなどについても課題となっている。また同じように、事業所のネットワーク、「国分寺お仕事ネット」というものがありますけれども、その活動をうまく促進していく必要があるというところですか、優先調達の推進あたりを課題として書かせていただいております。

あと、10ページにいきまして、保健・医療・福祉の連携の推進というところでは、保健・医療・福祉の連携ですけれども、ここは障害の重度化、高齢化や医療的ケアの必要性に対応した保健・医療・福祉の多分野の職種連携が必要。それから、家族の高齢化への対応が課題となっているというところで、そのあたりの対応ができるように高齢者福祉の関係機関と連携した家族単位での支援体制の構築が必要ですよというところ。それから、65歳到達で介護保険に移行する部分へのスムーズにサービスを移行できる体制づくりというのも必要ですよというところと、それから、その下も似たような内容ですけれども、両制度間、介護制度と障害の制度の連携体制の強化が課題というようなところを挙げております。

11ページ、最後の重点事業7番ですけれども、サービスを担う人材の養成と確保、ボランティア等の育成・活動強化の課題としては、基幹相談支援センターで実施する研修を充実して、関係者に対して情報提供を行ったりして、保健福祉の人材の確保、それから定着、育成を図る必要があるというところですか、身近な地域の民生委員さんですか、ボランティアグループ等に対しても適切な情報提供を通じて活動の支援を行う必要があるのですとか、重度の知的障害、強度行動障害などの方ですか、発達障害、高次脳機能障害といった障害の専門性に対応できる、専門性をさらに高めていく必要があるというような質の担保のところの課題を書かせていただきました。

以上のような形で課題をある程度まとめさせていただいて、最後の12ページのところで、これらを少し、さらにまとめたような形で、以下のような主要課題に取り組んでいく必要がありますというような形で主要課題をまとめさせていただいております。

1番が、障害がある人の地域生活の支援ということで、緊急時の対応などを含んだ地域生活支援拠点の整備というところと、重症心身障害児者や医療的ケア児も含めて保健・医療・福祉・教育等、それからさまざまな関係機関の連携によってライフステージを通じた地域生活を支援していく体制の整備というところが大きな課題なのでしようというところが1つ。

それから、2つ目としては、就労の促進のところでは、関係機関の連携による障害のある人の一般就労の促進という部分と、あとは福祉的就労の充実。これは工賃の向上ですとか、やりがい、生きがいというところですね。それが1つ。

3つ目としては、障害の理解の促進と差別の解消というところで、理解促進、差別解消に関する講演会の開催ですとか、ヘルプカードの普及啓発活動などを通して、心のバリアフリーの推進を行うという課題、それから、差別解消のための解消支援地域協議会の設置検討などというところに取り組むべき課題になるだろうという形で、長くなりましたけれども、資料をまとめさせていただいておりますので、このあたりの課題のまとめに基づいて、先ほどの本編の項目の課題というところで書かせていただいている形になっております。

今のは課題のまとめという資料になりまして、このあたりを踏まえて、この後、実施計画の各事業ですとか、障害福祉計画、障害児福祉計画のほうにどうやって反映していくかということころなのかなと考えております。

それでは、戻りまして、資料の4番ですね。これが先ほどのような課題も踏まえて、まず、庁内の各課で事業を見直していただいて、上げてきていただいた事業を取りまとめたものになります。

簡単に説明させていただきますが、資料4番を1枚めくっていただいて、2ページのところ、ちょうど事業名があって、事業内容があって、担当の課があって、それから「28年度実績」という欄がありまして、その右側が32年度の目標値として書かせていただいております。それから、一番右側が新規に掲載をする事業ということになります。なので、新規の事業を中心に説明させていただければと思います。

2ページの3番、4番。3番が「ヘルプカード・ヘルプマークの理解促進・普及啓発事業」ということで、このところ、非常にヘルプマークに関するお問い合わせも多くなっておりまして、事業として周知を引き続き積極的にやっていきたいということで、新たに事業として入れさせていただきました。4番は「差別解消支援地域協議会の設置」ということで、32年度目標を検討という形で新たに入れさせていただいております。

それから、5番も事業としては現行の計画にも入っておりますので、新規扱いをしてはいいのですが、差別解消への対応要綱を新たに定めていますので、少しその辺の表現を変えさせていただいたりもします。

4ページにいただいて、4ページの18番、「鉄道駅のバリアフリー化の推進」というのが、これは新規事業でまちづくり計画課の事業として入れております。これは視覚障害の方の転落事故などもありましたけれども、ホームにホームドアを設置するとか、内方線つきの点状ブロックの設置の事業になっております。

それから6ページです。6ページの30番、「障害者センターにおける発達障害者理解促進事業」ということで新たに入れさせていただいております。このあたりは発達障害者の理解促進とか、相談支援の体制という部分で新たに入れているものになります。

それから、33番とか34番もそうですけれども、35,36,37あたりは、本協議会ですとか、地域自立支援協議会の専門部会というあたりの取組もこれからどんどん進めていきたいということで、ここで改めて入れさせていただいているものになります。

7ページに進みまして、38番、「基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修」という事業です。これも障害福祉にかかわる地域の関係機関の支援者を対象に、地域移行ですとか、障害と介護の連携の部分、それから障害児支援における福祉・医療・教育の連携などを

テーマとした研修を行う，基幹相談支援センターを中心にしているということを考えておりますので，新たに入れさせていただきます。

42番，「相談支援専門員の資質向上」という部分ですけれども，これも相談支援専門員の質を担保，確保という課題もありますので，向上のための研修を実施する。それから，相談支援事業所を訪問して，サービス等利用計画の作成の助言などを行うことをやりましょうということで，新たに事業として入れさせていただきます。

44番，「事業者向け研修」これも研修の1つですけれども，基幹相談支援センターにおいて，地域の支援者を対象とした虐待防止，権利擁護など，この研修のテーマというのはさまざまなものになるのかなと思いますが，行いますというのを新たに入れさせていただきました。

それから，11ページまで飛んでいただいて，79番，80番，81番，このあたりを今改めて入れさせていただきます。巡回型の特別支援教室への移行というものと，それからサポート教室の設置，それと副籍制度という形で，希望に応じて副籍制度を適切に実施するということで，課題に応じた事業を新たに入れさせていただきます。

それから，15ページです。15ページの112番，「就労施設からの優先調達の推進」ということで，工賃交渉なども見据えて優先調達が拡大しますよという形で，現行の計画に幾つかその個別の事業が載っている清掃ですとか，そういう個別の事業で載っていたのですが，それを1本にして新しく載せさせていただいたというものになります。

それから，115番，「地域の就労支援ネットワークの構築」というものですが，これは地域自立支援協議会の就労支援部会で連携して地域の就労支援ネットワークづくりを進めるということを入れています。新しい事業としては以上ということになります。簡単ではありますが，実施計画の事業の説明としては以上です。

事務局：事務局です。少し説明が長いので，ここで一旦実施計画のほうの説明で切らせていただいて，意見をお願いしたいと思います。

大塚会長：長かったですけれども，今実施計画というところまでですけれども，ご意見・ご質問ということであればお願いいたします。実施計画はこの後，説明するのですよね。実施計画は。

事務局：そうです。

大塚会長：まず，実施計画のところを，言葉編というか，文章編のところであれば。

柴田委員：質問をいいですか。

大塚会長：柴田委員，どうぞ。

柴田委員：資料について確認してから。

大塚会長：そうですか。他はいかがですか。柴田委員。

柴田委員：資料5ですけれども，国分寺市総合ビジョンの中の教育がどうなっているのかということと，その教育の中で障害福祉との連携がどういうふうに書いてあるのか，あるいは，教育の中で障害児教育について，どういうふうに書いてあるのか，ちょっと教えていただきたいのですが，資料はありますでしょうか。

事務局：ご用意いたしますので，お待ちいただけますでしょうか。今，教育委員会のほうからご説明させていただきますね。

大塚会長：それは資料が来てからですか。コピーをして配ってから。

事務局：そうです。

大塚会長：それまでということではしゃべります。それから続けてどうぞ。

柴田委員：続いて、同じ教育との関連ですけれども、資料4の「障害者計画実施計画案」のところでは、

障害児教育がどういうふうに進められるのか、今確か何項目か新しいことだけが挙げられていましたけれども、そもそも総合的な教育における障害児の教育体制があると思いますので、それはこの障害者実施計画の中には含まれないのでしょうか。

大塚会長：お願いします。

事務局：お待たせしました。まず、国分寺市総合ビジョンについてであります。ここに学校教育のことがありまして、この中の1つ、中心事業で言いますと、3番のところ、「学校生活支援シートの活用の推進」というのがございます。こちらに関しては、これまでは現行では個別の教育支援計画と言われていたもので、特別な支援を要する子どもたちについては、各学校で保護者と一緒になってこれを作っていくというものだったのですが、東京都の施策でもって、平成28年度から、新しく学校生活支援シートに移行するということになりました。27年度です。

そして、本市におきましても、このたび、平成29年度をもって、学校生活支援シートへの移行を行いまして、昨年度末、平成28年度の3月に説明会を行いまして、各教員、各学校に対してこの新しい書き方について説明を行ったところでございます。

これまでの学校生活から個別の教育支援計画との違いは、一言で言いますと、保護者の方々と学校との連携を深めたということだと思います。これまでも勿論そうだったのですが、実際に1人のお子さんに対して学校はこうしますよ。ご家庭ではこうしますよ。これで一緒にやってみましょうという合意形成を図るところが1つ特徴としてあらわれるかと思えます。

これについて、各学校でも研究をして、移行は私が思った以上にスムーズに進んでいると思います。

ただ、実際にこれをつくっていく上では、もっとより具体的にする必要はあるかと思いまして、今では学校生活支援シートをもとにした、今度は個別指導計画というものをこれから作り変えていこうと考えているところであります。

特に通級指導学級の先生方につきましては、これから新しく特別支援教室への移行がありますので、この個別指導計画をどういうふうにして作っていったら家庭との連携が図れるかというところについて、それはとても工夫して今作成を話し合いながらしているところであります。

これが国分寺市総合ビジョンにある学校生活支援シートの活用の推進、これに関してはここに書いてありますように、支援が必要なお子さんに対してはほぼ100%の効果、保護者の方ができない、こういうご協力がいただけないということ以外については、ほぼ100%作成しているというのは大きな変化であります。

大塚会長：今配られているのは18の障害者福祉ですけれども、この前後で17に例えば、障害児福祉と書いてあって、福祉、教育との連携が書いてあるのか、あるいは、教育の分野において障害児、福祉等と連携しているのかと、そういうふうなあれですけれども、これは大人ですよ。障害児のほうはないのです。だから、それを含めてないと。16番はないのですか、このところ。

事務局：事務局ですけれども、総合ビジョンの実行計画の項番の6番というところに、教育の記載が

ございまして、そこに位置づけられている内容を学校指導課の職員が説明したということでございます。

柴田委員：総合ビジョンの 18、障害者福祉の 2 ページ目をめくったところに、関連する個別計画があつて、ここには障害者計画、障害福祉計画、地域福祉計画、健康増進計画とありますけれども、教育関係の計画が本来ならば入らなければいけないのと思うのですが、どうなのでしょう。当然、教育に関する計画も連携をしていきますので。

大塚会長：これは障害者福祉計画だから、大人の計画のことを言っていたから、子どもまでは。

柴田委員：そうなのですか。障害者福祉というのは、障害児とは別ですか。

大塚会長：このビジョンです。

柴田委員：ビジョンの中で、障害児は障害者の中に含まれているのですか。それとも、障害児が別にあるのですか。

事務局：事務局です。今このビジョンの抜粋ですね。教育のところを印刷してご用意していますので、それが届きましたら、今一度ごらんいただいて、そのところを確認してもらいたと思います。

あくまでもこのビジョンのつくりの問題ですので、分かれているからといって、障害部分と教育部分が連携をしていないということではないので、あくまでもこのビジョンのつくりとして分けて位置づけをさせていただいたということです。

大塚会長：来るまでにそれはそれで待っていて。ほかにはよろしいですか。

柴田委員：では、計画について言わせていただきます。

大塚会長：柴田委員。

柴田委員：実施計画のほうに戻りまして、下に 10 ページと書いてあるところで、(5) 交流・福祉教育の充実に、78 番から 81 番があつて、これはとても大事なことで、しっかり進めたいと思うのですが、このほかに、障害児にかかわる教育の取組は、学校指導課でいろいろされていると思うのですが、それがここに載らないのはどうしてなのでしょう。

事務局：個々の 11 ページの所にあります 79,80,81 番ということにつきましては、実はこれまでも我々のほうでこの従来型の特別支援教室への移行は来年ですし、80 番のサポート教室に関しましては、以前から、平成 25 年ぐらいからやっていたものであります。そして、副籍制度については、さらにその前からやっていたものなのですが、ここに改めて新規掲載事業という項目を起こしていただいて日の目を見ているところであります。

我々のやっていることは特別支援教育に関しまして、さまざまな事業がありますが、ここにも漏れているものがありましたら、また関係の方々からご支援いただきながら、その項目を増やしていければと思っております。よろしいでしょうか。

柴田委員：私たちが何が漏れているかを調べてくださいと言われたのですか。

事務局：いいえ、私どもで。

柴田委員：わかりました。これは障害福祉課で各課の情報を集めてつくられているわけですね。

事務局：事務局です。今回お出ししているものについては、一度現行の計画のものをベースにして、各課のほうで事業の見直しを行っていただいて、それを取りまとめさせていただいているというものになります。

あともう 1 点ちょっとこの実施計画自体は、やっている事業を全部載せるという類いのもの

ではないので、そうなってしまうと多分物すごい量になってしまうので、重点的に抱えている課題を解決するためのものを、分野ごとに実施するような形で載せているものになります。そのあたりも踏まえて、例えば、ここをこの事業を重点的にやったほうがいいのかというご意見がもしあれば、それをお伺いして、その事業を掲載していくのが適切かというのは検討させていただきたいと思っておりますけれども、やっている事業を全部載せるという意味では、他の分野との整合性もありますし、ボリュームの問題もありますので、そこは難しいのかなと考えております。

柴田委員：確かに、全部載せることは難しいだろうとは思いますが、例えば、特別支援学級についての取組なども掲載されてもいいのではないかなと思います。

それから、先ほど説明されました、学校生活支援シートの活用という新たな取組は、とても大事なことだと思います。先ほど、学校と家庭との合意形成とおっしゃいましたが、例えば、放課後等デイサービスについて、学校の情報は、放課後等デイサービスから学校に問い合わせるとわかるのですが、逆に学校が放課後等デイサービスにこの子は放課後等デイサービスでどういう状態ですかと問われることはあまりないように聞かれます。

1人の子どもが学校に通い、放課後等デイサービスを使い、移動支援等を使い、そして、家庭に戻りということですので、教育の側からもっと総合的な連携体制が必要ではないかと思えます。

大塚会長：ほかにいかがですか。坂本委員。

坂本委員：私の地域の発達障害のお子さんをお持ちのお母さんといろいろお話をするのですが、発達障害は国分寺の場合は、二中が拠点になっているということをおっしゃっていて、高校以降の支援についての指導は手薄だとおっしゃるのです。障害児だからしょうがないのかなという思いを持っているということですが、

先ほどのお子さんのように、発達障害児でも高校、大学と、子どもによってはいろいろな特性を生かして進めるわけですから、ぜひ、そういうことも入れてほしいなと思っておりますけれども、私も新人でよくわからないものですから、この中に入っていますよね。見たところは入っていきそうにないのですが、小学校、中学校の今その教育だけで精いっぱいかもしれませんが、その先の指導等も、ぜひ支援等をしていただきたいと思います。

大塚会長：高等教育から働くことということですよ、発達障害の方。何かご意見はありますか。市単位で投げるとい活動ですよ。

事務局：やはりこういった障害がある子どもたちの成長については、その教育については、どういうふうにしてそれを支援していくか、指導していくかということのつながりが大事なのかなと考えます。ここで先ほど申し上げましたような学校生活支援シートというのは、それまでの就学時の就学支援シートであるとか、学校生活支援シート、それから個別の意向も含めて、それ以降、さらに成長していく子どもたちのつながる1つの目安のようになると思います。

なので、我々としては、やはり先ほど申し上げましたように、子どもたちの状況をきちんと踏まえて、その状態を学校生活支援シート等できちんと記録に残していきたいと考えます。

大塚会長：岡本アドバイザー。

岡本アドバイザー：スクールソーシャルワーカーってどんな動きをしていて、どのくらい数があるの

かって、済みません。私は存じてないのですけれども。そのスクールソーシャルワーカーの動きは結構大切になっていくのではないかと思います。つなぎについてとか、あと小学校、中学校と動いていく中で、それはどうなっているのでしょうか。

大塚会長：ありがとうございます。

事務局：スクールソーシャルワーカーは、本市におきましては2名おります。そして、国分寺市の場合、スクールソーシャルワーカーはとてもよくしてくださいまして、実は学校にはスクールカウンセラーというのもおるのですけれども、スクールソーシャルワーカーは、かぶる仕事もあります。子どもたちの相談であるとか、あるいは保護者の方々のご相談ということもあるのですが、主にスクールソーシャルワーカーのほうは、むしろ学校外でありますとか、関係機関とのつなぎ役というところがとても大きいと思います。

ここの仕事内容に関しましては、文部科学省でもスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーということで定めているところではあるのですけれども、本市のスクールソーシャルワーカーはそれを踏まえて、本当に子どもたちに寄り添って、その子にどんな支援が必要なのか、どんな人と関係がつながることが大事なのかということをよくアドバイスして、しかも、日々教育相談室に詰めておりますので、そういう相談事業とも絡めて相談に乗っておられるところであります。

岡本アドバイザー：月に1回しか来られないとか、数が少ないという話も聞いたことがあるだけなのですけれども、2人となると、同じ小学校とか中学校とかにどのぐらいの割合で行けているのでしょうか。

事務局：スクールソーシャルワーカーは、毎月勤務日に各学校を交代で回るのでございますけれども、そのほかに例えば水曜日であるとか、週に一回相談室に行って、そして、教育相談室に来られる方のご相談を受けていますので、そういうふうな学校を回ることのほかに相談の機会もございます。もちろん、ご要請があれば、当該校に伺って、そこの話を伺ってくるというのはもちろんしております。

大塚会長：いかがですか。阿部委員。

阿部副会長：阿部です。総合ビジョンの中心事業の4つの中で、やはり自立支援協議会の役割はすごく大きいなと思っています。その中で、国分寺は部会が相談支援部会と、精神の部会と就労の部会という3つの部会があるということで、今年度実施計画の中でも3つの部会が位置づけられていて、年4回ずつ取組の回数が目標値として出されているのですけれども、いろいろな今起きている地域課題を解決するために、本当にこの3つの部会の状態でいいのかなと感じています。

この部会でまずやるのであれば、相談部会で検討すべき項目がすごく多くなるので、そこが年4回で果たしていいのかなということを思っています。部会の見直しということを検討しないといけない気がしています。あとは細かい部分になるのですが、25番の指定特定相談支援事業の体制整備のところ、28年度の実績が7事業所が、32年度の目標値は23人と書かれているのですが、これは相談支援専門員の人数をあらわしているのか。

大塚会長：自立支援協議会の体制のことと、28のことですね。確認をお願いします。

事務局：事務局です。今部会のお話が前段で出たのですけれども、これは今年の12月に全体会が立

ち上がって、部会の活動というのはことしに入ってから動き出したということで、今回部会を位置づける際に、隣接市の状況なども踏まえながら、市としてどういう形で立ち上げたいかということを検討した上で、3部会ということで位置づけをいたしました。

今年に入って課題の掘り起こしをして、今少しずつ動いているところで、副会長のおっしゃるお話というのもよくわかります。そのところは、これから市としても考えていかなければならない課題でございますので、色々なミッションもありますし、その課題解決のためのそういった組織も必要だということは認識しております。今後、そのところは色々な状況を踏まえて、少し考えてみたいなというところです。

事務局：事務局です。2つ目の質問のほうで、25番の特定相談支援事業の体制整備のところですけども、おっしゃるとおり、これは32年度の目標値については、相談支援専門員の数ということで設定させていただいております。現行の計画ですと、事業所数で目標値がなっていて、28年度の実績を出したときに事業所数としては1減ったけれども、相談支援専門員の数としてはふえているというところで、設定する目標としては、事業所数よりも、相談支援専門員の数で見たほうがよろしいのではないかとということで、ここでちょっと設定の単位を変えさせていただいて、相談支援専門員の数を23人という目標にしているところでございます。

阿部副会長：そうすると、対象の利用者とこの専門員の数を割って、1専門員当りの担当者数が何件くらいが適切というところから出した数なののでしょうか。

事務局：事務局です。今の計画の作成数全体で1,000件ぐらいなのですけども、そこから32年度までに、毎年数%は利用者もふえていきますので、作成の件数もふえていくという見込みの中で、1人当たり平均50件から60件ぐらいを想定して、相談支援専門員の人数を32年度までにして出しております。

大塚会長：ほかには、それでは、残りのところもありまして、またもう一回戻りますので、今度は障害福祉計画のほうの計画、児童の計画も含めて、残りのところをやってもう一回戻りたいと思いますので、お願いします。

事務局：事務局です。障害福祉計画の説明に先立ちまして、資料の3番をごらんいただけますでしょうか。1枚の資料、A4の1枚。「障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて」というものになります。これが第1回の本協議会で国の基本指針を資料でお渡ししているのですが、かなりのボリュームになって、とてもこの場で読んだりというのは難しいということで、これは国の社会保障審議会が使われていた資料をそのままお出ししています。1枚にコンパクトにまとめたものになります。障害福祉計画と障害児福祉計画の策定に当たっては、国の基本指針を参考にしながら策定するというものになります。

見直しの主なポイント2番のところを見ていただくと、地域における生活の援助及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障害者支援の一層の充実というのが主なポイントと定められておまして、市町村の障害福祉計画としては、3番の成果目標を中心に定めていくこととなります。この成果目標が1番から5番までありまして、国のこの基本指針の数字を見据えながら、各市町村で地域の実態に応じてどのように成果目標を見込んでいくかということになりますので、そのあたりを踏まえてこの後の説明を聞い

ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局：事務局です。計画の成果目標と、各サービスの運用の設定、それから、見込み量確保のための方策について説明をさせていただきます。

資料 14 の計画の案をごらんいただければと思います。18 ページになります。こちらにありますとおり、成果目標は全部で5点ございます。現行の計画、第4期からの変更点といたしましては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」というところが成果目標として新たに設定されております。それから、福祉施設から一環就労への移行等、この中に新しいサービス就労定着支援が創設されるのに伴いまして、1年後の職場定着率という項目が新たに追加されております。また、障害児関連では、新たな成果資料として、障害児支援の提供体制の整備等が設定されております。

それでは、5つの成果目標につきまして、市の基本的な考え方を簡単に説明させていただきます。次の19ページをごらんください。

まず1つ目の「施設入所者の地域移行」こちらにつきましては、国の基本指針に即しつつ、都の基本的な考え方も参考にさせていただきながら、そして、当市の実情ですね。こちらにも別に資料をご用意させていただいております。資料の12番ですね。「国分寺市における福祉施設入所者の地域移行の現状と課題について」こちらの資料で、今の国分寺市の入所者の現状と、それから地域移行のニーズ、課題についてまとめております。こちらも参考にさせていただければと思います。そして、当市の実情なども踏まえまして、実効性のある成果目標の設定をさせていただいております。

それから、2つ目の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」こちらにつきましては、地域の保健・医療・福祉関係者による情報共有や、ネットワーク構築等を行う、国分寺市の地域自立支援協議会の精神保健福祉部会、こちらを本計画で求められております協議の場として新たに位置づけをしていきたいと考えております。

20ページの3つ目の地域生活支援拠点等の整備、こちらにつきましては、平成32年度までに障害のある方の重度化、高齢化ですとか、親亡き後を見据えた支援といたしまして、社会福祉法人のほうで新たに整備する多機能拠点施設の機能と、今ある障害者センターの持つ機能をあわせまして、面的整備として地域生活支援拠点として位置づけて、地域自立支援協議会も活用しながら整備をし、またその後の機能の充実というものを図っていきたいと考えております。

それから、次の21ページにいきまして、4つ目の「福祉施設から一般就労への移行」こちらにつきましては、就労支援は市としても重要な分野と位置づけておりまして、ビジョンの中でも生活指標として数値目標を掲げております。このビジョンのほうの数値目標と整合性を図りながら、一般就労への移行者数の目標値としては、国のほうでは1.5倍以上となっているのですけれども、市としては28年度実績の1.8倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目標として設定をいたしました。

最後22ページですね。5つ目の「障害児支援の提供体制の整備」こちらにつきましては、基本的に国の基本指針に沿った目標設定としております。児童発達支援センターを中心とした支援体制の構築、そして、ライフステージに応じた切れ目ない支援、さまざまな関係機関と連携した支援体制を提供する。支援を提供する体制を整備していくといたしております。

次に各サービスの見込み量の設定についてでございます。資料9をごらんください。こちらが第5期の障害福祉計画と、第1期の障害児福祉計画のサービスの見込み量となります。関連資料といたしまして、見込み量の設定の根拠となる資料ですけれども、資料の7と8になります。資料の7が市内の事業所の数ですとか、定員数、そして、30年度以降の事業所の開設の予定、それから、今後の各サービス等の利用者の需要の予測ですね。資料の8のほうが、過去3年間と、あと今年度の見込みのサービスの実績となります。サービスの見込み量の設定の基本的な考え方なのですけれども、サービスごとに過去3年間の利用実績、伸び率をベースにして、直近の利用状況ですとか、あとアンケート調査、サービス等利用計画等からのニーズの抽出、そして、事業所、障害者団体からのヒアリング、特別支援学校からの情報の把握、そして、今後、市における新規事業所開設の予定、そういったところを総合的に勘案しまして、見込み量の設定をしております。

ここで時間の限りがございますので、アンケートやヒアリング等で特にニーズが高かったサービスについて、少し個別に見込みの設定の考え方を説明させていただきます。まず、生活介護です。こちらにつきましては、過去の利用実績、伸び率としては2%となっているのですが、特別支援学校の卒業見込み者の利用希望が非常に高く、毎年5名程度希望者が見込まれる状況です。また、障害者の高齢化ですとか、重度化が進んでおり、そういったところを踏まえ、今後、利用のニーズはさらに高まっていくことが考えられます。直近の利用状況も踏まえながら、また、今後の市内の事業所の開設予定等も勘案しまして、30年度、31年度は各年度10%増、32年度は6%増を見込んでおります。

それから、就労継続B、こちらにつきましても、特別支援学校卒業見込み者の利用希望が非常に多く、引き続き、利用ニーズが高い状況でございますので、直近の利用状況も踏まえながら、または事業所開設予定も勘案しまして、毎年度7%増を見込んでおります。

それから、短期入所、こちらにつきましては、障害のある方や、その介護者の高齢化等によりまして、利用が伸びている状況です。今後も同様の傾向が続いていくことが予想されまして、過去3年間の伸び率をベースにして、今後の障害のある方の重度化、高齢化、介護者の高齢化、こういったところをちょっと考慮して、毎年度10%増を見込んでいるところです。

また、住まいの場としてのグループホームの充実というところが非常に重要なテーマになっていますが、共同生活援助、グループホームにつきましては、アンケート調査、それから、サービス等利用計画からのニーズの抽出で、また団体ヒアリングなどからも、知的障害のある方を中心に非常に高いニーズが出ております。今後、地域移行ですとか、病院からの退院、おのおのの地域生活の拠点として、また、親亡き後の住まいの場としてグループホームの利用ニーズはさらにふえていくことが見込まれます。そうした点も踏まえまして、各年度10%増を見込んでいるところです。

最後に障害児のサービスのほうでは、児童発達支援、こちらのほうが相談支援事業所とか、障害者の通所支援事業所のほうからの情報だと、待機者もいるような状況でして、利用に対するニーズが非常に高い状況です。直近の比率をベースに市内ですとか、近隣の事業所の開設動向を勘案しまして、毎年度25%増を見込んでおります。

最後に見込み量確保のための方策です。こちらにつきましては、計画の案のほうに一応掲載

をさせていただいております。各サービス体系ごとに訪問系ですとか、日中活動系ですとか、居住系、サービス体系ごとに記載をさせていただいております。24 ページからになります。訪問系のほうはこちらのほうに記載させていただいております。各サービス体系ごとに内容が若干異なるのですけれども、大枠で言いますと、量の確保につきましては、市内と近隣のサービス提供事業者と連携を強化していく。事業所開設の相談の際、こちらからの働きかけによって、新規の参入促進を図っていく、そういったところを中心に行っていきたいと考えております。

また、質の確保のところにつきましては、自立支援協議会ですとか、あとは基幹相談支援センター、こちらのほうを活用しまして、各種研修等を実施して、サービスの質の向上を図っていきたいと考えております。一応、障害福祉サービスと児童のサービスの見込み量と、確保のための方策、それから成果目標については以上です。

大塚会長：ありがとうございます。

事務局：引き続きまして事務局です。35 ページの「地域生活支援事業の見込み量の確保の方策」ということにつきましては、別紙資料 11 をお願いいたします。「地域生活支援事業の状況と今後の見通し」という A4 の 1 枚の用紙でございます。こちらの表につきまして、実施とか数値を書かせていただいております。これは先ほどから説明がありますが、国の指針の中で地域生活支援事業の見込みの記載方法が示されておまして、「実施」とか数値で書かせていただいております。（1）の理解促進啓発事業から（11）のその他事業までの地域生活支援事業にかかる今後の見通しにつきましては、アンケート調査や近年の状況などを踏まえまして、32 年度までの見込み量を計上させていただいております。

移動支援事業や、日中一時支援事業につきましては、アンケート調査の結果において、利用しているサービスであるとか、利用したいサービスということでご回答をいただいております。ご意見としましては、空きがなく希望どおりに利用できないとか、ヘルパーが不足しているなどというご意見もいただいております。このヘルパーが不足しているというご意見につきましては、市としても課題として認識しております。ただ、福祉保健分野や障害福祉分野だけではなくて、また本市だけの問題ではなく、全国的な問題だと考えておりますので、国や都に対して引き続き要望していくとともに、市としまして地域にお住まいの市民の皆さんに対して、障害に対する理解を深めていただいて、ヘルパーとして活躍していただくことができる取組を考えていきたいと思っております。

資料の内容につきましては、お示ししているとおりでございますので、細かな説明は割愛させていただきます。以上でございます。

大塚会長：ありがとうございます。計画はこれで全て。それでは、ここもまたちょっとタイトなのですが、障害福祉計画、障害児支援計画も含めて、これについてのご質問・ご意見等があれば。

事務局：事務局です。大変恐縮なのですが、一番最後にご説明いたしました資料 11 の（9）移動支援事業のところの 29 年度からの見込みの単位なのですが、これは 29 年度の見込みが 174 件とありますが、これは 174 人、全て「人」の間違いでございます。29 から 32 までは「件」から「人」に直していただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

柴田委員：質問ですが、移動支援事業について 174 人というのは、支給決定をされた人数ですか。実際に使った人数ですか。

事務局：事務局です。実利用人数ということでございます。

柴田委員：グループホーム等、非常に今回よく考えていただいたと思います。ありがたいと思います。しかし、この移動支援については前から申し上げていますが、実際に利用したくても使えないという声が随分あります。申請して使おうと思っても使えない人たちがこの背景にいて、それをただ単純に伸ばした計画をつくるのでは足りないだろうと思います。改めてまた次回の検討でご意見を申し上げたいと思います。

大塚会長：他にはいかがですか。移動支援は、やはりヘルパーさんが見つからないということと解しているのですか。国分寺の特色としては。

柴田委員：これは親の会の中でもたくさん意見がありまして、1つはこの国分寺市の移動支援の利用規定が随分厳しい。例えば、プールが使えないとか。他のプールに行くと、他の市の知的障害者がヘルパーと一緒に来ているのに、何で国分寺は移動支援で使えないのだろうかということとか、学校に、他の市の子どもたちのヘルパーは迎えに来ているのに、国分寺市は自宅からの外出でないと認めないということとか、そういう問題があります。

それから、もう1つはサービス単価の設定です。特に介護がある方の単価の設定がないものですから、そこでやはりヘルパーが不足している。ヘルパーが不足しているのはどこのまちもそうなのですが、特にやはり不足しているのではないかと。そのような意見が出ています。

大塚会長：よく分析して、どんなふうにしたらニーズに応えられるのかも含めて、また予算もありますので、それも含めてバランスを考えながら。お願いします。

ほかにはいかがですか。土屋委員とかありますか。大丈夫ですか。気がついたところはないですか。阿部委員。

阿部副会長：重点目標の中に、精神障害の方の長期入院の方の地域移行とか、入所施設からの地域移行というところが、目標値の中にも国の今回の指針に取り上げられていると思うのですけれども、その中で地域移行と地域定着というところの数が1名、2名、3名、4名の数値になっていることを心配しています。実際、国分寺の中では地域定着を見ている方が1名、人数ではあるのですけれども、近隣市ではもう20名、30名の地域定着を支給決定して生活しているというところがあります。

今後、地域生活支援拠点の中で、24時間の相談窓口、相談体制を構築していくということも求められていくので、今後その機能と地域定着の機能の整合性というところを考えながら、やはりこの24時間相談を受ける体制というのをつくっていくことが非常に大切で求められていることかなと思います。その辺を地域生活支援拠点の機能も含めて、整備していく必要があるかなと思います。

大塚会長：ありがとうございます。これについては、事務局もちょっとコメントをいただきたいのですが、事務局のほうから地域移行の現状と課題ということで、国分寺の施設入所者の動向であるとか、病院の方の動向はなかったのかな。含めて書いていただいていたということで、こういう状況だということで、少し分析はされているということですね。

ただ、多面的な検討が必要だということなので、もし、相談支援等の関係において、相談支援がそういうニーズのある方をはっきりして、必要ということであれば、積極的にやっていくということも含めて、相談支援の規模ですね。どこまでかわりながらニーズに応じてそれをやって

いくつかということにおいては随分異なるので、多分現状と課題というのを多面的に考えながら、最終的にはどういう数値や設定がいいかということも含めて考えていきたいと思います。何か事務局からありますか。

事務局：済みません。今回、資料としてお示ししたのは、施設入所者の地域移行の現状と課題というところで、精神障害のある方の長期入院の方の地域移行については、他の資料としてはお示していないのですが、現状としては、はらからさんのほうでされている退院促進、そちらの事業を活用して、地域移行をされているケースがほとんどなのです。非常に手厚い支援をされている事業内容になっておりますので、そちらのほうを活用して地域に戻ってくる方が非常に多い状況です。阿部委員がおっしゃられるように、地域生活拠点の整備、それから、地域移行、定着をしている相談支援事業所の体制をどう整えていって、地域でどういう相談支援体制を構築していくかといったところの今後の見通しというか、そういったところも踏まえて、見込み量についてはもう少しこちらで考えさせていただきたいと思います。

大塚会長：他にはいかがでしょうか。もし、無いようでしたら、今後のこれの取り扱いのスケジュールも含めて、どんなふう意見を聞いてまとめていくかということについて、その説明を先にお願ひできますか。

事務局：事務局です。今回、多くの資料をお示しさせていただいて、なかなか見ていただくだけでもかなり時間がかかるのかなと思いますので、こちらについても10月19日、1週間後ですね。木曜日まで、何かご意見がございましたらいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。いただいた意見をまとめさせていただいて、反映できる場所など検討をさせていただいて、今作成中になっているところも幾つかございますので、そのあたりも含めて作成したものを次回11月13日の協議会で改めてお示しをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

大塚会長：それでは、全体としてもう一度ここについてのご意見ということがあれば、もう一度振り返って、評価のこともそうですし、諮問第2号もそうですし、諮問第1号の今後の障害者計画、実施計画、それから障害福祉計画、障害児福祉計画、これについても全体としての再度ご意見ということがあれば、お伺いしたいと思います。柴田委員、どうぞ。

柴田委員：私は、国障連からの推薦要員ですので、障害者団体に今回の資料を私から送って、それで各団体でも検討してもらおうようにお願ひしています。また、この間国障連の会議に障害福祉課から来ていただいて、ありがとうございました。また、そういう機会を直接設けて、なるべくいろいろな団体の意見を聞ける場を積極的に設けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

大塚会長：ありがとうございました。

大塚会長：ほかにはいかがですか。岡本さん。

岡本アドバイザー：済みません。今さらのことかもしれないのですが、日常的に仕事をしていて、子どもが発達障害で、その親は精神障害です、みたいなことって日常的に結構あって、子どもと大人、親を別々にというのが現実的に起きてしまうのですよね。総合的にセットで家族を見るという発想が欲しいと思うのですが、どこかに入っているとか、どこかに入れられないかなというところ、そうすると教育も含めてなのかもしれませんが、どうなのでしょう。

大塚会長：トータルに家族を見る、そういう支援をしていくという姿勢は全く正しいし、今後の方向性

だと思えます。

事務局：事務局で確かにそういうケース，親子で別々に障害を持たれていてですとか，高齢の問題もそうですけれども，親が高齢で，子どもが障害でというケースですとか，そのあたりを資料上，課題のまとめ資料のところとかアンケートとかに親子の支援がというところは入れさせていただいており，あとは団体のヒアリングなどでもそういった意見を幾つかいただいていたと思いますので，もう一回事務局のほうでそのあたりの意見を整理させていただいて，検討してみたいと思います。貴重なご意見をありがとうございます。

大塚会長：よろしいでしょうか。なければ，これで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。それでは，これで審議事項は終わりました，今後の予定について，スケジュールについて，事務局から説明をお願いします。

事務局：事務局です。事務連絡をさせていただきます。次回の第4回協議会の開催予定は11月13日午後6時半から8時半まで。場所は本日と同じ市役所第一庁舎，第一・第二会議室を予定してございます。よろしくお願いたします。なお，最後になります，お車でいらっしゃいました委員の方には駐車券をお渡しいたしますので，会議終了後，事務局までお声がけをお願いいたします。以上でございます。

大塚会長：改めて，意見についてはもう一度事務局のほうに，19日までですね。

事務局：そうですね。繰り返しになりますが，本日の議題についての意見，10月19日木曜日までちょっと次回の開催が1カ月後ということで，あまりお時間がない関係で，短い期間になってしまっていて大変恐縮ではありますが，ご意見をいただければと思っておりますので，よろしくお願いたします。

次回の協議会で今作成中のところですか，改めてお示しをして，その場でいただいた意見を踏まえて，パブリックコメントなどのほうにかけるというスケジュールになっておりますので，よろしくお願いたします。

大塚会長：それでは，これで第3回国分寺市障害者施策推進協議会を終わらせていただきます。どうも長時間にわたってご議論ありがとうございました。

—了—